

(証券コード5956)
平成27年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目4番9号

トソー株式会社

取締役社長 大槻保人

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー22階 「サファイア22」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第75期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）
計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |
| 第6号議案 | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
- 以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toso.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策などにより雇用環境や企業収益の改善など緩やかな回復基調が見られましたが、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減や個人消費低迷の長期化、また、円安による輸入原材料価格の高騰や海外景気の下振れ懸念などもあり、取り巻く環境は依然として不透明な状況が続いています。

当社グループの業績に影響の大きい住宅関連市場においても、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減による影響を強く受け、新設住宅着工戸数は前年を大幅に下回る水準にて推移しました。

このような環境の下で、当社グループは新製品の投入や展示会開催等の営業活動を積極的に展開いたしました。当連結会計年度の売上高は22,467百万円（前期比6.1%減少）、営業利益は805百万円（前期比22.0%減少）、経常利益は784百万円（前期比22.4%減少）となりました。当期純利益につきましては、特別損失にて厚生年金基金解散損失引当金繰入額の計上がありました。特別利益にて事業譲渡益の計上等があったことにより、345百万円（前期比73.2%増加）となりました。尚、前連結会計年度は特別損失にて希望退職者募集に伴う費用293百万円および不良債権発生による貸倒引当金繰入額233百万円の計上がありました。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

(室内装飾関連事業)

室内装飾関連事業の売上高は22,157百万円（前期比6.1%減少）、セグメント利益は811百万円（前期比21.5%減少）となりました。

売上高は、全国30都市で新製品を中心とした展示会を開催するなど積極的な営業活動を展開いたしました。新設住宅着工戸数減少の影響などにより前期を下回りました。

製品面では主力のカーテンレールにてヴィンテージ感を取り入れたナチュラルテイストの装飾性カーテンレール「ルブラン22」を発売したほか、ブラインド類ではロールスクリーンおよびブリーツスクリーンのリニューアルを行いました。また、当社製品を安全に使用していただくための用品類の追加など、安全対策にも取り組みました。

セグメント利益につきましては、物流関連費用の減少や人件費などの費用抑制に努めましたが、売上高の減少により、減益となりました。

(その他の事業)

その他の事業の売上高は310百万円（前期比4.1%減少）、セグメント損失は6百万円の損失（前期は1百万円の損失）となりました。

売上高は、ステッキを中心とした介護関連用品の販売活動を強化したものの、新製品の浸透が遅れたことなどが影響して前期を下回りました。

セグメント損失につきましては、販売関連費用を増加させた一方で、効率的な運営により費用全体では抑制いたしましたが、売上高の減少による影響が大きく、損失となりました。

なお、企業集団における事業の種類別の売上高の概況は次のとおりであります。

事業の種類	売上高	構成比	前期比
室内装飾関連事業	22,157 ^{百万円}	98.6%	93.9%
その他の事業	310	1.4	95.9
計	22,467	100.0	93.9

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、工場生産設備、管理業務設備等に総額955百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、消費増税に伴う反動減の影響も一巡し、また、雇用環境や企業収益の改善が進むことで個人消費の持ち直しなど回復基調が続いていくことが期待されます。

このような環境の下、当社グループといたしましては、新製品開発力や市場への対応力の強化に取り組んでまいります。中長期の展望では、海外売上高の拡大を目指すほか、ホテルや商業施設といった非住宅領域における需要の取り込みを積極的に推進してまいります。また、原価低減、総費用低減の徹底を図り、収益力の向上と競争力強化を目指してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	平成23年度 第72期	平成24年度 第73期	平成25年度 第74期	平成26年度 第75期(当連結会計年度)
売 上 高	21,369,797千円	22,355,952千円	23,925,052千円	22,467,998千円
営 業 利 益	778,848千円	881,209千円	1,032,739千円	805,315千円
経 常 利 益	734,426千円	861,827千円	1,010,446千円	784,031千円
当 期 純 利 益	282,647千円	410,144千円	199,297千円	345,098千円
1株当たり当期 純 利 益	26円85銭	39円42銭	19円10銭	32円85銭
総 資 産	18,804,170千円	20,140,623千円	20,611,036千円	21,760,842千円
純 資 産	9,109,520千円	9,735,934千円	10,286,448千円	11,504,914千円
1株当たり 純 資 産 額	872円86銭	933円09銭	975円99銭	1,091円41銭

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては前記(1)「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	平成23年度 第72期	平成24年度 第73期	平成25年度 第74期	平成26年度 第75期(当期)
売 上 高	20,736,533千円	21,549,088千円	22,647,703千円	21,012,515千円
営 業 利 益	720,624千円	839,373千円	905,666千円	615,918千円
経 常 利 益	683,159千円	821,127千円	881,625千円	611,398千円
当 期 純 利 益	934,273千円	446,524千円	115,662千円	171,103千円
1株当たり当期 純 利 益	88円75銭	42円92銭	11円08銭	16円29銭
総 資 産	18,556,009千円	19,695,035千円	19,821,460千円	19,715,157千円
純 資 産	8,891,221千円	9,546,439千円	9,678,581千円	10,231,944千円
1株当たり 純 資 産 額	854円64銭	917円63銭	921円29銭	973円98銭

- (注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
サイレントグリス株式会社	70,000千円	90.00%	スイス・サイレントグリス社製品の輸入およびカーテンレール製品・ブラインド等製品の販売
トソーサービス株式会社	50,000千円	100.00%	室内外装飾品、収納品の販売・取付施工他
P.T. トソー・インダストリー・インドネシア	2,800千米ドル	97.14%	カーテンレール製品・付属部品、ブラインド等製品の製造販売
東装窓飾（上海）有限公司	1,140千米ドル	100.00%	カーテンレール製品・ブラインド等製品の製造販売
トソーヨーロッパS. A. S.	1,500千ユーロ	99.00%	カーテンレール製品・ブラインド等製品の販売
フジホーム株式会社	35,000千円	100.00%	介護用品等の仕入販売
トソー流通サービス株式会社	50,000千円	100.00%	倉庫業、荷造梱包業、貨物運送取扱事業

(注) 損害保険の代理店業務を行っておりましたトソー商事株式会社は、平成27年1月22日付でヒューリック保険サービス株式会社および株式会社トータル保険サービスへ事業譲渡し、同年3月27日付で清算終了しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、室内装飾関連製品の開発・製造・販売およびそれらの設計施工を主な内容とし、事業展開をしております。

なお、当社はカーテンレール類、ブラインド類、間仕切類等を開発・製造・販売するとともに、建設業の許可（内装仕上工事業：国土交通大臣許可（般-23）第16989号）を受けて、取付施工を行っております。

当社グループの事業の種類別セグメントの内容は、以下のとおりであります。

事業の種類	事 業 の 内 容
室内装飾関連事業	カーテンレール、インテリアブラインド、ロールスクリーン、ローマンシェード、アコーデオン式間仕切等の室内装飾関連製品の開発製造販売
その他の事業	介護用品等の仕入販売、物流業務の受託

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

名 称	所 在 地
本 店	東京都中央区新川一丁目4番9号
支 店	札幌支店（北海道）、仙台支店（宮城県）、さいたま支店（埼玉県）、 東京支店（東京都）、横浜支店（神奈川県）、名古屋支店（愛知県）、 大阪支店（大阪府）、広島支店（広島県）、福岡支店（福岡県）
営 業 所	盛岡営業所（岩手県）、新潟営業所（新潟県）、宇都宮営業所（栃木県）、 長野営業所（長野県）、東京西営業所（東京都）、つくば営業所（茨城県）、 千葉営業所（千葉県）、多摩営業所（東京都）、静岡営業所（静岡県）、 金沢営業所（石川県）、京都営業所（京都府）、神戸営業所（兵庫県）、 岡山営業所（岡山県）、高松営業所（香川県）、鹿児島営業所（鹿児島県）
出 張 所	釧路出張所（北海道）、秋田出張所（秋田県）、郡山出張所（福島県）、 高崎出張所（群馬県）、浜松出張所（静岡県）、岡崎出張所（愛知県）、 岐阜出張所（岐阜県）、北近畿出張所（京都府）、松山出張所（愛媛県）、 沖縄出張所（沖縄県）
工 場	つくば工場（茨城県）、水海道工場（茨城県）、兵庫工場（兵庫県）
流通センター	茨城県（1カ所）、兵庫県（1カ所）
配送センター	札幌配送センター（北海道）、福岡配送センター（福岡県）

② 子会社

名 称	所 在 地	
サイレントグリス株式会社	本 社	東京都
	営業所	大阪府
トソーサービス株式会社	本 社	東京都
	営業所	東京都、大阪府、福岡県
P. T. トーソー・インダストリー・ イ ン ド ネ シ ア	本 社	インドネシア共和国
東装窓飾（上海）有限公司	本 社	中華人民共和国
トソーヨーロッパS.A.S.	本 社	フランス共和国
フジホーム株式会社	本 社	東京都
トソー流通サービス株式会社	本 社	茨城県

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
室内装飾関連事業	889 (236)	1名増 (10名減)
その他の事業	42 (5)	2名減 (1名減)
合計	931 (241)	1名減 (11名減)

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。嘱託社員20名は含んでおりません。

2. 臨時従業員数は () 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
552 (89)	3名減 (6名増)	41.3	12.8

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。嘱託社員19名は含んでおりません。

2. 臨時従業員数は () 内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

(10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,643,627
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,266,530
株式会社常陽銀行	437,200
株式会社東京都民銀行	354,000

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 11,897,600株
(うち自己株式1,392,318株)

(3) 当事業年度末の株主数 7,262名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 槻 保 人	1,422 ^{千株}	13.53%
ト ー ソ ー 取 引 先 持 株 会	552	5.25
ト ー ソ ー 社 員 持 株 会	517	4.92
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	458	4.36
十 和 運 送 株 式 会 社	354	3.37
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	338	3.21
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	216	2.06
株 式 会 社 常 陽 銀 行	215	2.04
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	208	1.98
大 槻 秀 人	205	1.95

- (注)1. 当社は、自己株式を1,392,318株保有しておりますが、上記の記載からは除外しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式(1,392,318株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
大槻保人	代表取締役社長	
松尾守	取締役	
中村潔	取締役	
林淳之	取締役（経営企画室担当、マーケティング本部担当）	
久保田英司	取締役（技術本部担当）	
森兼康博	取締役（管理本部長）	
前川圭二	取締役（経理部長）	
結束正	取締役（営業本部長）	トソーサービス株式会社代表取締役会長、フジホーム株式会社代表取締役会長
山井潤一	常勤監査役	
加瀬兼司	社外監査役	長谷川香料株式会社監査役、日本テレビホールディングス株式会社監査役
久保英幸	社外監査役	

- (注) 1. 社外監査役 加瀬兼司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 社外監査役 久保英幸氏は、弁護士資格を有しており、法的事項に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外監査役 加瀬兼司氏および社外監査役 久保英幸氏は、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員であります。
4. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

就任

取締役 前川圭二（平成26年6月26日付）

取締役 結束正（平成26年6月26日付）

退任

取締役 大槻秀人（平成26年6月26日付）

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	9人	88,067千円（うち社外 1人 1千円）
監査役	3人	21,880千円（うち社外 2人 8,680千円）
合計	12人	109,947千円

- (注) 1. 上記には、平成26年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記支給金額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額18,525千円（取締役16,025千円、監査役2,500千円）が含まれております。
4. 平成19年6月28日開催の第67回定時株主総会により役員報酬限度額は、取締役報酬年額250,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含みません。）、監査役報酬年額25,000千円以内となっております。

5. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
 平成26年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。
 取締役1名に対し54,925千円

(3) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

社外監査役・加瀬兼司氏の重要な兼職先である長谷川香料株式会社および日本テレビホールディングス株式会社と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 社外役員の子な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
監査役	加瀬 兼司	取締役会13回中13回出席、監査役会17回中17回出席し、必要に応じて、公認会計士としての専門的見地から発言を行っています。
監査役	久保 英幸	取締役会13回中13回出席、監査役会17回中17回出席し、必要に応じて、弁護士としての専門的見地から発言を行っています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外監査役との間で会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討していましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めたところ適任者を得ることができましたので、平成27年6月25日開催予定の第75回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬	32,000千円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査に対する報酬等の額と「金融商品取引法」に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社であるP.T. トーソー・インダストリー・インドネシア、東装窓飾（上海）有限公司およびトーソーヨーロッパS.A.S.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第362条第4項第6号)

- (1) 代表取締役社長は、コンプライアンスに関する統括組織である内部統制委員会の責任者として全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- (2) 内部統制委員会は、定期的に法令等遵守状況のチェックと結果の分析を行うとともに、各部門の法令等遵守体制の徹底を行う。
- (3) 取締役会は、具体的な行動規範としての「企業倫理綱領」を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- (4) 監査役及び監査室は、それぞれの立場で法令等遵守体制の有効性及び適切性について監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長または取締役に報告するとともに、被監査部門長及び統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。また、監査室は公益通報者保護の窓口として、グループ会社を含めた全従業員よりコンプライアンス上問題のある事項について直接報告を受け、その報告内容に応じ速やかに調査を実施し、必要に応じた対処を行う。
- (5) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- (1) 代表取締役社長は、取締役の中から取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理についての統括責任者を選任する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「稟議規程」、「情報管理規程」、「文書管理規程」、「文書保存手続細則」等の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存した株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し、適切かつ確実に管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 情報資産を保護し、正確且つ安全に取扱うために定めた「情報システム基本規程」、「情報セキュリティ規程」を遵守し、情報セキュリティマネジメントを推進する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (1) 代表取締役社長は、取締役の中から全社のリスク管理に関する統括責任者を選任し、各本部担当取締役とともに、各種のリスクを体系的に管理するために「危機管理規程」ほか関連諸規程に基づく運営を行う。

- (2) 全社的なリスクを統括的に管理する部門は総務人事部とし、各本部は関連諸規程に基づき細則やマニュアルを制定し、それぞれのリスク管理体制を確立する。
- (3) 監査室は、会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制について、定期的に、「内部監査規程」に基づく内部監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門長及び統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。
- (4) 情報リスクに対応するため、「情報セキュリティ規程」及び関連規程に基づき、個人情報を含む情報セキュリティ全般を情報システム室が監視・管理し、課題の改善を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 代表取締役社長は、中期経営計画及び年次計画に基づいた各本部の目標に対し、職務執行が有効かつ効率的に行われるよう監督し、必要に応じて各本部担当取締役に、取締役会及び経営戦略会議において報告させ、施策及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
- (2) 各本部担当取締役は、経営計画に基づいて各本部が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。経営計画上の重要なテーマについては、定例取締役会のほか、各本部長を含む経営幹部が出席して開催される経営戦略会議において報告、審議を行い、効率的な業務運営を行っていく。
- (3) 取締役の職務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等の諸規程において、各責任者及びその責任の明確化、執行手続の詳細について定め、有効かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築するとともに、「職務権限基準」に基づき、迅速な意思決定の実現を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 代表取締役社長は、取締役の中からコンプライアンスに関わる統括責任者を選任し、総務人事部が「企業倫理綱領」をはじめとしたコンプライアンスと内部統制に関連した規程の適切な運営のための体制構築、維持、整備にあたるものとする。
- (2) 当社及び子会社の使用人は、「企業倫理綱領」を法令及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (3) 当社は使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知しそれを告発しても、当該使用人が不当に扱われない旨を規定する「内部通報取扱規程」において、本部組織から独立した監査室を通報先としてその適切な運営を図る。
- (4) 監査室は本部組織から独立した内部監査部門として定期的に使用人の職務の執行がコンプライアンスに反していないことを監査し、必要に応じてその結果を代表取締役社長、被監査部門長に報告する。
- (5) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶する。

6. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- (1) 経営企画室担当取締役は「子会社の役割及び管理に関する規程」に基づき、企業集団の統括・管理を行うものとする。当社については取締役会及び経営戦略会議を通じて、子会社については経営企画室担当取締役が定期的に開催する子会社連絡協議会をはじめとした会議を通じて業務の適正性を確保し、統制の取れた円滑なグループ活動を促進し、かつ問題点の把握と改善に努めるものとする。
- (2) 当社及び子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制を整備、運用することにより、財務報告の信頼性を確保するための内部管理体制を整備する。
- (3) 子会社の業務については、当社において設定された管理管理者が子会社各社の非常勤取締役等を務め、グループ経営方針に基づいた施策と効率的な業務遂行、コンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図る。各子会社の管理管理者は、必要に応じて子会社の管理の進捗状況を当社の取締役会において報告する。
- (4) 監査室は、グループ会社における法令等遵守体制やリスク管理体制の有効性及び適切性について、内部統制システムが企業集団においても適切に整備されているかに留意して定期または臨時に監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長に報告するとともに、子会社社長、管理管理者及び統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号及び2号)

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人の指名と補助すべき期間を指定することができる。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとし、加えてその指揮権、人事評価、人事異動等に関しては取締役からの独立性等を確保する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- (1) 取締役及び使用人は、当社グループの業務執行または業績に関わる重要な事項について、「監査役会規程」並びに「監査役監査基準」等の社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
- (2) 取締役及び使用人は、業務執行における法令違反や定款違反などの不正行為等の事実、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、その他コンプライアンスに関する事項（企業倫理等）を知った場合は、監査役に遅滞なく報告するものとする。

- (3) 監査役は必要に応じて、稟議書類等業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、または取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
- (4) 監査役は、監査室より内部監査の計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施を求めることができる。

9. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- (1) 代表取締役社長は、監査役が取締役会及び経営戦略会議、その他監査役が必要と認めた重要会議等に出席し、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握することを保証する。また、監査役が必要であると認めるときは、経営方針、会社に対処すべき課題その他の監査上の重要課題等について代表取締役社長は監査役との意見交換を行う。
- (2) 監査役は「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
- (3) 監査役は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めはありません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,009,426	流動負債	6,814,737
現金及び預金	4,083,898	支払手形及び買掛金	1,012,458
受取手形及び売掛金	7,032,741	電子記録債務	2,026,009
電子記録債権	965,451	短期借入金	1,445,170
たな卸資産	3,042,879	一年内返済予定の長期借入金	642,720
繰延税金資産	45,710	一年内償還予定の社債	90,000
その他	908,589	リース債務	144,636
貸倒引当金	△69,844	未払金	707,602
固定資産	5,751,415	未払費用	464,024
有形固定資産	3,384,420	未払法人税等	66,213
建物及び構築物	865,338	未払消費税等	168,472
機械装置及び運搬具	638,458	繰延税金負債	485
工具器具及び備品	126,641	その他	46,945
土地	1,249,336	固定負債	3,441,189
リース資産	372,107	長期借入金	1,913,160
建設仮勘定	132,537	長期リース債務	234,746
無形固定資産	357,595	繰延税金負債	329,233
投資その他の資産	2,009,399	役員退職慰労引当金	189,795
投資有価証券	577,165	厚生年金基金解散損失引当金	189,737
長期貸付金	696	退職給付に係る負債	315,585
繰延税金資産	74,006	資産除去債務	119,327
退職給付に係る資産	987,961	その他	149,602
その他	371,588	負債合計	10,255,927
貸倒引当金	△2,019	(純資産の部)	
資産合計	21,760,842	株主資本	10,233,061
		資本金	1,170,000
		資本剰余金	1,391,122
		利益剰余金	8,070,861
		自己株式	△398,923
		その他の包括利益累計額	1,232,493
		その他有価証券評価差額金	202,712
		繰延ヘッジ損益	412,183
		為替換算調整勘定	97,558
		退職給付に係る調整累計額	520,038
		少数株主持分	39,360
		純資産合計	11,504,914
		負債及び純資産合計	21,760,842

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		22,467,998
売 上 原 価		13,248,921
売 上 総 利 益		9,219,077
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,413,762
営 業 利 益		805,315
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,666	
受 取 配 当 金	12,893	
為 替 差 益	12,833	
仕 入 割 引	3,678	
書 籍 販 売 収 入	5,900	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	15,922	
そ の 他	26,679	86,573
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64,792	
売 上 割 引	11,587	
書 籍 販 売 原 価	24,067	
そ の 他	7,408	107,857
経 常 利 益		784,031
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	778	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15,149	
事 業 譲 渡 益	39,000	54,927
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	95	
固 定 資 産 除 却 損	1,579	
減 損 損 失	1,960	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	189,737	193,373
税金等調整前当期純利益		645,585
法人税、住民税及び事業税	241,314	
法人税等調整額	55,574	296,888
少数株主損益調整前当期純利益		348,697
少 数 株 主 利 益		3,598
当 期 純 利 益		345,098

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	1,170,000	1,391,120	7,556,124	△398,831	9,718,413
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			274,692		274,692
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,170,000	1,391,120	7,830,817	△398,831	9,993,106
連結会計年度中の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△105,054		△105,054
当 期 純 利 益			345,098		345,098
自 己 株 式 の 取 得				△93	△93
自 己 株 式 の 処 分		2		2	5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	－	2	240,044	△91	239,955
平成27年3月31日残高	1,170,000	1,391,122	8,070,861	△398,923	10,233,061

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成26年4月1日残高	128,123	274,062	△4,785	137,422	534,823	33,211	10,286,448
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額							274,692
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	128,123	274,062	△4,785	137,422	534,823	33,211	10,561,141
連結会計年度中の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△105,054
当 期 純 利 益							345,098
自 己 株 式 の 取 得							△93
自 己 株 式 の 処 分							5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	74,588	138,121	102,344	382,616	697,669	6,148	703,818
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	74,588	138,121	102,344	382,616	697,669	6,148	943,773
平成27年3月31日残高	202,712	412,183	97,558	520,038	1,232,493	39,360	11,504,914

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社……………7社

会社名……………サイレントグリス株式会社、トーソーサービス株式会社、P.T. トーソー・インダストリー・インドネシア、東装窓飾（上海）有限公司、トーソーヨーロッパS.A.S.、フジホーム株式会社、トーソー流通サービス株式会社

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたトーソー商事株式会社は、当連結会計年度において清算が終了したことにより連結の範囲から除外しております。清算した会社の清算終了までの損益計算書については、連結しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、P.T. トーソー・インダストリー・インドネシアおよび東装窓飾（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、それぞれ同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、上記以外の連結子会社の決算日は、連結計算書類作成会社と同一であります。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

②デリバティブ……………原則として時価法

③たな卸資産

(イ)商品、製品、仕掛品

・当社および連結子会社……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(ロ)原材料

・当社および連結子会社……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(ハ)貯蔵品……………主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は、定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	2年～12年
工具器具及び備品	2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額（取得価額の5%）まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

在外連結子会社は、所在地国の会計基準に従い、建物については見積耐用年数に基づく定額法、その他の有形固定資産（リース資産を含む）については主として見積耐用年数に基づく定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	20年～25年
機械装置及び運搬具	4年～20年
工具器具及び備品	4年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社の一部は、貸倒見積額を計上することとしております。

②役員退職慰労引当金

当社および国内連結子会社の一部は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

③厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金の解散に伴い発生する損失に備えるため、当該負担見込額を計上しております。

（追加情報）

当社および国内連結子会社の一部が加入する「東京都家具厚生年金基金」は、平成26年9月22日開催の代議員会において特例解散を決議したため、同基金の解散に伴う損失の負担見込額189,737千円を厚生年金基金解散損失引当金として計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

b. ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

(ハ)ヘッジ方針

「デリバティブ取引取扱細則」に基づき、外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で将来発生する外貨建資金需要を踏まえ、必要な範囲内で為替予約を行っております。

また、借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で必要となる資金需要を踏まえ、必要な範囲内で金利スワップを行っております。

従って投機的な取引は一切行わない方針であります。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績および予算等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストで確認するとともに、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たすため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が364,022千円増加、退職給付に係る負債が59,886千円減少し、税効果会計の影響を反映したことにより利益剰余金が274,692千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益については、それぞれ12,637千円減少しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「破産更生債権等」(当連結会計年度1,219千円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、投資その他の資産「その他」に含めて表示しております。

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.2%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.7%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.9%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が30,870千円、繰延税金負債の金額が62,402千円、それぞれ減少し、退職給付に係る調整累計額が27,528千円、繰延ヘッジ損益が18,129千円、その他有価証券評価差額金が4,743千円、法人税等調整額が18,869千円、それぞれ増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	12,126,518千円
2. 有形固定資産の取得価額から控除されている保険差益の圧縮記帳額 建物及び構築物	13,762千円
3. 担保提供資産	
担保資産の内容およびその金額	
建物及び構築物	121,188千円
機械装置及び運搬具	3,212千円
工具器具及び備品	0千円
土地	1,002,624千円
投資有価証券	205,887千円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	1,245,477千円
一年内返済予定の長期借入金	630,220千円
長期借入金	1,825,660千円
4. 手形裏書残高	40,306千円

(連結損益計算書に関する注記)

固定資産に係る重要な減損損失

連結子会社である東装窓飾（上海）有限公司の事業用固定資産の収益性が低下したことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は正味売却価額によっておりますが、実質的な処分価値を踏まえ、0円と評価しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当連結会計年度において1,960千円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	11,897	—	—	11,897
自己株式				
普通株式	1,392	0	0	1,392

(注)1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の売渡し0千株による減少分であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種 類	配当金の 総 額	1株当 たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成26年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	52,527千円	5円	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年11月17日 取 締 役 会	普通株式	52,527千円	5円	平成26年9月30日	平成26年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1株当 たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成27年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利 益 剰 余 金	52,526千円	5円	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、外貨建取引における為替変動のリスクを回避するため、また、借入金にかかる金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスクの管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社グループの「与信管理実施細則」に基づき、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに信用状況を把握する体制をとっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、当社グループの社員向けに貸し付けを行っており給与天引等の回収管理を行っているため、信用リスクは、極めて低いと考えております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日であります。またその一部には、外貨建仕入から発生したものが含まれており、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金による資金調達に関して、運転資金につきましては、返済期限が1年以内の短期借入金により、調達することを基本としております。また、生産設備等への設備投資資金につきましては、長期借入金およびファイナンス・リース取引により、調達することを基本としております。長期借入金の一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。また、社債による資金調達に関しては、市場金利が低水準であるうちに運転資金として長期資金を調達することで、金利変動リスクを回避し、手元資金に余裕を持たせることを目的としております。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、契約時に支払額が確定しており、金利変動リスクはありません。

法人税、住民税（都道府県民税および市町村民税をいう。）および事業税の未払額である未払法人税等と未払消費税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

未払金につきましては、その多くが営業経費であり、5ヶ月以内に支払期限が到来するものであります。

デリバティブ取引につきましては、「デリバティブ取引取扱細則」に基づき、外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で将来発生する外貨建資金需要を踏まえ、必要な範囲内で為替予約を行っております。また、借入金に係る金利変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で必要となる資金需要を踏まえ、必要な範囲内で金利スワップを行っております。従って投機的な取引は一切行わない方針であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,083,898	4,083,898	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,032,741	7,032,741	—
(3) 電子記録債権	965,451	965,451	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	555,996	555,996	—
(5) 長期貸付金	696	694	△2
資産計	12,638,784	12,638,782	△2
(1) 支払手形及び買掛金	1,012,458	1,012,458	—
(2) 電子記録債務	2,026,009	2,026,009	—
(3) 短期借入金	1,445,170	1,445,170	—
(4) 未払金	707,602	707,602	—
(5) 未払法人税等	66,213	66,213	—
(6) 未払消費税等	168,472	168,472	—
(7) 社債	90,000	89,780	219
(8) 長期借入金	2,555,880	2,569,833	△13,953
(9) 長期リース債務	379,383	373,796	5,586
負債計	8,451,189	8,459,336	△8,147
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	608,774	608,774	—
デリバティブ取引計	608,774	608,774	—

（※1） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

（※2） （7）社債には、性質、時価算定方法が同様であるため、1年内償還予定の社債を含めております。

（※3） （8）長期借入金には、性質、時価算定方法が同様であるため、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※4） （9）長期リース債務には、性質、時価算定方法が同様であるため、1年内支払予定のリース債務を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金ならびに(3) 電子記録債権

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、回収可能性を反映した元利息の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金ならびに(2) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、これらの一部には、外貨建仕入から発生するものがあり、為替予約等の振当処理の対象とされているため（下記デリバティブ取引参照）、取引金融機関から提示された価格等によって時価を算定しております。

(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等ならびに(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

社債の時価は、元利息の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利息の合計額を、当該長期借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップとして特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利息の合計額を、当該長期借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) 長期リース債務

長期リース債務の時価は、元利息の合計額を当該長期リース債務の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法毎の連結決算日における契約額または、契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

(1) 通貨関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価(*)	当該時価の算定方法
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	4,043,154	2,729,984	674,307	取引金融機関から提示された価格等によっている。

(*) 振当処理済みの為替予約等については、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております(上記(1)支払手形及び買掛金参照)。

(2) 金利関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価	当該時価の算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	長期借入金	1,527,880	1,057,160	(*)	—

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(8)長期借入金参照)。

(注) 2. 時価のないものは、非上場株式(連結貸借対照表計上額21,169千円)であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,091円41銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 32円85銭 |

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

トーソー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 油 谷 成 恒 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五 十 嵐 徹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーソー株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーソー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,610,007	流動負債	6,648,914
現金及び預金	3,616,634	電子記録債務	2,048,650
受取手形	1,776,528	買掛金	959,899
電子記録債権	876,607	短期借入金	1,070,000
売掛金	5,033,770	一年内返済予定の長期借入金	642,720
製品	819,418	一年内償還予定の社債	90,000
仕掛品	153,117	リース債務	143,657
原材料及び貯蔵品	1,489,536	未払金	612,186
前払費用	125,030	未払費用	405,711
繰延税金資産	14,006	未払法人税等	34,910
デリバティブ債権	621,855	未払消費税等	139,493
その他	156,616	関係会社預り金	461,522
貸倒引当金	△73,114	デリバティブ債務	13,080
固定資産	5,105,150	その他	27,082
有形固定資産	2,929,010	固定負債	2,834,298
建物	694,853	長期借入金	1,913,160
構築物	36,168	長期リース債務	232,713
機械及び装置	426,762	繰延税金負債	63,127
車両及び運搬具	20,132	役員退職慰労引当金	183,942
工具器具及び備品	110,327	厚生年金基金解散損失引当金	172,235
土地	1,229,138	資産除去債務	119,327
リース資産	369,170	その他	149,792
建設仮勘定	42,458	負債合計	9,483,213
無形固定資産	355,973	(純資産の部)	
特許権	18,142	株主資本	9,617,047
ソフトウェア	20,676	資本金	1,170,000
リース資産	4,887	資本剰余金	1,391,122
ソフトウェア仮勘定	284,244	資本準備金	1,344,858
その他	28,022	その他資本剰余金	46,264
投資その他の資産	1,820,165	利益剰余金	7,454,848
投資有価証券	577,165	利益準備金	292,500
関係会社株式	808,766	その他利益剰余金	7,162,348
関係会社出資金	11,147	買換資産圧縮積立金	58,312
前払年金費用	153,773	固定資産圧縮積立金	72,985
差入保証金	230,524	別途積立金	4,500,000
その他	40,808	繰越利益剰余金	2,531,050
貸倒引当金	△2,019	自己株式	△398,923
資産合計	19,715,157	評価・換算差額等	614,896
		その他有価証券評価差額金	202,712
		繰延ヘッジ損益	412,183
		純資産合計	10,231,944
		負債及び純資産合計	19,715,157

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月 1日
至 平成27年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		21,012,515
売 上 原 価		12,807,276
売 上 総 利 益		8,205,239
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,589,321
営 業 利 益		615,918
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	42,675	
為 替 差 益	16,092	
仕 入 割 引	3,610	
書 籍 販 売 収 入	5,900	
そ の 他	32,015	100,294
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	63,885	
社 債 利 息	1,253	
売 上 割 引	11,401	
書 籍 販 売 原 価	24,067	
そ の 他	4,206	104,814
経 常 利 益		611,398
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15,149	
子 会 社 清 算 益	38,783	53,932
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,579	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	99,241	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	23,612	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	172,235	296,667
税 引 前 当 期 純 利 益		368,663
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	136,000	
法 人 税 等 調 整 額	61,560	197,560
当 期 純 利 益		171,103

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金 準備金	その他資本 剰余金	利益剰余金 準備金	その他利益 剰余金(注)			
平成26年4月1日残高	1,170,000	1,344,858	46,261	292,500	6,821,606	△398,831	9,276,394	
会計方針の変更による 累積的影響額					274,692		274,692	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,170,000	1,344,858	46,261	292,500	7,096,299	△398,923	9,551,087	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△105,054		△105,054	
当期純利益					171,103		171,103	
自己株式の取得						△93	△93	
自己株式の処分			2			2	5	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	2	—	66,049	△91	65,960	
平成27年3月31日残高	1,170,000	1,344,858	46,264	292,500	7,162,348	△398,923	9,617,047	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合 計	
平成26年4月1日残高		274,062	402,186	9,678,581
会計方針の変更による 累積的影響額				274,692
会計方針の変更を反映した 当期首残高	128,123	274,062	402,186	9,953,274
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△105,054
当期純利益				171,103
自己株式の取得				△93
自己株式の処分				5
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	74,588	138,121	212,709	212,709
事業年度中の変動額合計	74,588	138,121	212,709	278,669
平成27年3月31日残高	202,712	412,183	614,896	10,231,944

(注) その他利益剰余金の内訳

	買換資産 圧縮積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合 計
平成26年4月1日残高	59,842	69,929	4,500,000	2,191,834	6,821,606
会計方針の変更による 累積的影響額				274,692	274,692
会計方針の変更を反映した 当期首残高	59,842	69,929	4,500,000	2,466,527	7,096,299
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△105,054	△105,054
当期純利益				171,103	171,103
買換資産圧縮積立金の取崩	△1,529			1,529	—
固定資産圧縮積立金の積立		3,056		△3,056	—
事業年度中の変動額合計	△1,529	3,056	—	64,522	66,049
平成27年3月31日残高	58,312	72,985	4,500,000	2,531,050	7,162,348

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 関係会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

・ 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・ 時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………原則として時価法

(3) たな卸資産

① 製品、原材料、仕掛品……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
機械及び装置	2年～12年
工具器具及び備品	2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額（取得価額の5%）まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(4) 長期前払費用……………均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から損益処理することとしております。

なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、「前払年金費用」として投資その他の資産に計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金の解散に伴い発生する損失に備えるため、当該負担見込額を計上しております。

(追加情報)

当社が加入する「東京都家具厚生年金基金」は、平成26年9月22日開催の代議員会において特例解散を決議したため、同基金の解散に伴う損失の負担見込額172,235千円を厚生年金基金解散損失引当金として計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引
- b. ヘッジ手段……………金利スワップ
ヘッジ対象……………借入金

③ヘッジ方針

「デリバティブ取引取扱細則」に基づき、外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で将来発生する外貨建資金需要を踏まえ、必要な範囲内で為替予約を行っております。

また、借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で必要となる資金需要を踏まえ、必要な範囲内で金利スワップを行っております。

従って投機的な取引は一切行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績および予算等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストで確認するとともに、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たすため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が105,450千円増加、退職給付引当金が318,458千円減少し、税効果会計の影響を反映したことにより繰越利益剰余金が274,692千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益については、それぞれ12,637千円減少しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「破産更生債権等」(当事業年度1,219千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、投資その他の資産「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	466,373千円
2. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	870,213千円
長期金銭債務	190千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	10,812,944千円
4. 有形固定資産の取得価額から控除されている保険差益の圧縮記帳額	
建物	13,762千円
5. 担保提供資産	
担保資産の内容およびその金額	
建物	115,386千円
構築物	5,802千円
機械及び装置	3,212千円
工具器具及び備品	0千円
土地	1,002,624千円
投資有価証券	205,887千円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	870,000千円
一年内返済予定の長期借入金	630,220千円
長期借入金	1,825,660千円
保証債務	400,109千円

上記の投資有価証券205,887千円のうち、29,554千円については、関係会社の平成27年3月31日現在の借入金残高120,270千円の担保に供しております。

6. 保証債務

下記の関係会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。

P.T. トーソー・インダストリー・インドネシア	240,540千円
東装窓飾（上海）有限公司	55,241千円
トーソーヨーロッパS. A. S.	104,328千円

7. 手形裏書残高

40,306千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

売上高 815,953千円

仕入高 2,294,943千円

販売費及び一般管理費 1,760,104千円

営業取引以外の取引による取引高の総額 88,291千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	1,392	0	0	1,392

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の売渡し0千株による減少分であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損 147,371千円

未払賞与 88,351千円

減損損失 73,762千円

たな卸資産評価損 73,253千円

関係会社株式・出資金評価損 71,067千円

役員退職慰労引当金 58,677千円

厚生年金基金解散損失引当金 54,943千円

資産除去債務 38,065千円

貸倒引当金繰入超過額 21,564千円

未払社会保険料 12,657千円

繰延ヘッジ損益 4,172千円

未払事業税 4,106千円

その他 37,614千円

小計 685,607千円

評価性引当額 △375,962千円

繰延税金資産合計 309,644千円

繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	200,763千円
前払年金費用	49,053千円
その他有価証券差額金	45,534千円
固定資産圧縮積立額	34,066千円
買替資産圧縮積立額	27,387千円
資産除去債務に対応する除去費用	1,959千円
繰延税金負債合計	<u>358,765千円</u>
繰延税金資産(負債)の純額	<u>△49,121千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.2%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.0%
住民税均等割等	9.8%
評価性引当額の減少	△3.8%
税率変更による影響	14.8%
子会社清算に伴う繰越欠損金の引継ぎ	△0.4%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>53.6%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.2%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.7%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.9%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が27,853千円、繰延税金負債の金額が34,874千円、それぞれ減少し、繰延ヘッジ損益が18,129千円、その他有価証券評価差額金が4,743千円、法人税等調整額が15,582千円、それぞれ増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円) (注)5	科目	期末 残高 (千円)
子会社	トーソー サービス株式 会社	東京都 中央区	50,000	室内装 飾関連 事業	(所有) 直接 100.00	当社製品の 販売 施工取付の 委託 役員の兼任 資金の預り 設備の提供	カーテン レール・ ブラインド 等の販売(注)1	626,744	売掛金	325,825
	P.T.トーソー・ インダストリー・ インドネシ ア	インド ネシア 共和国	2,800千 米ドル	室内装 飾関連 事業	(所有) 直接 97.14	部品・製品 の購入 部品の有償 支給 役員の兼任 債務保証の 受諾	債務保証 (注)2	240,540	—	—
							保証料の 受取 (注)2	1,223	—	—
	トーソー 流通サービ ス株式会社	茨城県 つくば みらい市	50,000	その他 の事業	(所有) 直接 100.00	倉庫業、荷 造梱包業、 貨物運送取 扱事業 役員の兼任 資金の預り 設備の提供	CMS預入 (注)3	2,023,385	関係会社 預り金	260,804
CMS払出 (注)3							1,997,759			
トーソー商 事株式会社	東京都 中央区	10,000	その他 の事業	(所有) 直接 100.00	損害保険等 契約の締結 役員の兼任 資金の預り 設備の提供	清算配当 金(注)4	38,783	—	—	

- (注) 1. トーソーサービス株式会社とのカーテンレール・ブラインド等の販売取引については、原則として市場価格、取引先の総原価および当社の希望価格に基づいて交渉の上、決定しております。
2. P.T.トーソー・インダストリー・インドネシアに対する債務保証については、金融機関からの借入金に対し債務保証を行ったものであり、年率0.6%の保証料を受領しております。なお、取引金額は、平成27年3月31日の保証残高であります。
3. グループ内資金の円滑運用のためにCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しております。なお、約定利息については市場金利を勘案した上で合理的に決定しております。
4. トーソー商事株式会社は、平成27年3月27日に清算終了しております。
5. 取引金額には消費税等を含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 973円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 16円29銭 |

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

トーソー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	油	谷	成	恒	Ⓔ
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五	十	嵐		徹	Ⓔ
--------------------	-------	---	---	---	--	---	---

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーソー株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

トソー株式会社 監査役会

常勤監査役	山 井 潤 一 ㊟
社外監査役	加 瀬 兼 司 ㊟
社外監査役	久 保 英 幸 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけており、効率的な業務運営による収益力の向上、財務体質の強化を図りながら、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績および今後の設備投資等を勘案した利益配分を行いたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき5円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき10円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額52,526,410円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第30条（取締役の責任免除）第2項を新設するものであります。

なお、定款第30条（取締役の責任免除）第2項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（取締役の責任免除）</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>（取締役の責任免除）</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	おお つき やす と 大槻保人 (昭和8年3月6日生)	昭和31年5月 当社監査役 昭和35年5月 当社取締役 昭和47年5月 当社代表取締役専務取締役 経理部長 昭和56年6月 当社代表取締役副社長 管理本部長 昭和62年6月 当社代表取締役社長 (現任)	1,422,316株
2	はやし あつ ゆき 林 淳之 (昭和31年2月16日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年4月 当社製造本部長 平成16年6月 当社取締役製造本部長 平成25年4月 当社取締役経営企画室担当 平成26年4月 当社取締役経営企画室、 マーケティング本部、営業 本部担当 平成27年4月 当社取締役海外事業部長、 商品開発本部担当(現任)	50,862株
3	くぼ た えい じ 久保田英司 (昭和29年4月15日生)	昭和53年4月 当社入社 平成17年4月 当社商品開発本部長 平成20年6月 当社取締役商品開発本部長 平成25年4月 当社取締役マーケティング 本部長、技術本部担当 平成26年4月 当社取締役技術本部担当 平成27年4月 当社取締役製造本部長 (現任)	22,300株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	まえ かわ けい じ 前 川 圭 二 (昭和33年7月2日生)	昭和58年4月 当社入社 平成21年4月 当社経営企画室長 平成23年4月 当社経理部長 平成25年6月 当社執行役員経理部長 平成26年6月 当社取締役経理部長 平成27年4月 当社取締役管理本部長 (現任)	17,150株
5	けっ そく ただし 結 東 正 (昭和35年6月14日生)	昭和58年4月 当社入社 平成23年4月 当社大販営業部長 平成24年4月 当社営業副本部長 平成24年5月 フジホーム株式会社 代表取締役会長(現任) 平成25年4月 当社営業本部長 平成25年6月 当社執行役員営業本部長 平成26年4月 トーソーサービス株式会社 代表取締役会長(現任) 平成26年6月 当社取締役営業本部長 (現任)	3,600株
6	※ しやう なか もと あき 庄 中 基 秋 (昭和32年10月26日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年4月 当社中四国ブロック長 平成21年4月 当社総務人事部長 平成25年6月 当社執行役員総務人事部長 平成27年4月 当社執行役員経営企画室長 (現任)	4,000株
7	※ わた なべ ふみ お 渡 辺 文 生 (昭和35年7月30日生)	昭和58年4月 当社入社 平成19年4月 当社商品開発室長 平成23年5月 フジホーム株式会社 代表取締役社長 平成26年4月 当社マーケティング本部長 平成26年6月 当社執行役員マーケティング本部長 平成27年4月 当社執行役員商品開発本部長 (現任)	5,600株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
8	※ か せ けん じ 加 瀬 兼 司 (昭和9年2月3日生)	昭和44年10月 等松・青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ)入社 昭和46年3月 公認会計士登録 昭和57年5月 等松・青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ)代表社員 平成11年6月 同法人退職 平成11年7月 加瀬公認会計士事務所開設 (現任) 平成15年12月 長谷川香料株式会社監査役 (現任) 平成16年6月 当社監査役(現任) 平成21年6月 日本テレビホールディング ス株式会社監査役(現任)	13,600株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. ※は、新任取締役候補者であります。
3. 加瀬兼司氏は社外取締役候補者であります。なお、加瀬兼司氏は、現在、当社の社外監査役であります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。社外取締役への選任が承認された場合は引続き独立役員として届け出る予定です。
4. 加瀬兼司氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての財務および会計に関する豊富な知識や経験に基づき社外取締役として十分な役割を果たすものと判断したためであります。なお、加瀬兼司氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 加瀬兼司氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって11年となります。なお、加瀬兼司氏は、本定時株主総会終結の時をもって社外監査役を辞任いたします。
6. 現在、加瀬兼司氏との間で、社外監査役として責任限定契約を締結しておりますが、社外取締役への選任がご承認された場合、当社は同氏との間で、社外取締役として責任限定契約を改めて締結する予定であります。当該契約の内容は、職務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負うものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

当社監査役加瀬兼司氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査体制の一層の強化・充実を図るため1名を増員することとし、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	※ もり かお やす ひろ 森 兼 康 博 (昭和31年6月24日生)	昭和54年3月 当社入社 平成19年4月 当社経理部長 平成21年6月 当社取締役経理部長 平成23年4月 当社取締役管理本部長 平成27年4月 当社取締役(現任)	19,700株
2	※ え すみ ひで き 江 角 英 樹 (昭和44年12月9日生)	平成7年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ)入社 平成10年8月 公認会計士登録 平成17年8月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ)退職 平成17年9月 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング入社 平成17年9月 同社執行役員(現任)	-株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. ※は、新任監査役候補者であります。
3. 江角英樹氏は社外監査役候補者であります。なお、江角英樹氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
4. 江角英樹氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する専門的な知見を有していることから、当社の監査体制がさらに強化できると判断したためであります。なお、江角英樹氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 江角英樹氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約の内容は、職務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負うものであります。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第67回定時株主総会において、年額25,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化に伴う監査役の責務増大など諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を年額30,000千円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）ですが、第4号議案が原案どおり承認可決された場合には4名（うち社外監査役2名）となります。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって退任されます取締役松尾守氏、中村潔氏、森兼康博氏および監査役加瀬兼司氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
松尾守	平成13年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成25年6月 当社取締役(現任)
中村潔	平成13年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役 平成23年6月 当社代表取締役専務取締役 平成25年6月 当社専務取締役 平成26年4月 当社取締役(現任)
森兼康博	平成21年6月 当社取締役(現任)
加瀬兼司	平成16年6月 当社監査役(現任)

以上

第75回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー22階
「サファイア22」

電話：03-3440-1111（代表）



交通：JR線・京浜急行線 品川駅（高輪口）より徒歩約3分
※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。